

財産目録と貸借対照表

——初期商法に見る両者の關係——

一 序

周知のように、我国では昭和四九年の商法改正により、財産目録（正確には開業財産目録及び決算財産目録）が商法会計規定から消えた。⁽¹⁾ しかも、この財産目録の削除、殊に決算財産目録の削除については、それは当然であつたと見るのが、今日の一般的見解である。⁽²⁾

所で、かかる見解の会計理論的な根拠は、私の見る所、専ら貸借対照表の作成方法の変化の論理にある。⁽³⁾ 即ち、今日の貸借対照表は財産目録から作成される（財産目録法乃至棚卸法）のではなく、系統的な簿記記録から直接作成される（誘導法）、と云うのがこれである。

安 藤 英 義

会計実務に於て貸借対照表の作成方法が財産目録法から誘導法に変化した、と云うこと自体についてはともかく、問題は、商法上の財産目録削除の根拠として、かかる論理が持出される所にある。と云うのは、そこでは、伝統的な商法に於ける財産目録と貸借対照表との關係を、貸借対照表の作成と云う観点だけから捉えていると思われるからである。⁽⁴⁾ 果して伝統的な商法は、貸借対照表の作成方法を指示する為に財産目録を条文の中に置いたものであろうか。

このような疑問を懐いて、この小論では、今日（我国ではつい最近迄）の財産目録・貸借対照表体系が完成する一八六一年普通ドイツ商法に至る迄の、フランス及び

(45) 財産目録と貸借対照表

プロシアの初期の商法に於ける財産目録と貸借対照表の関係を明らかにすることに努める。

(1) ドイツ及びイタリアでは、これらの財産目録は健在である。

(2) 片野一郎博士及び吉永栄助博士は、かかる風潮に対して疑念を提起している。片野、簿記精説(下巻)、同文館、昭和五二年、四九九頁―五一二頁。吉永・飯野監修、会社の計算(上巻)、商事法務研究会、昭和四九年、一八頁―二二頁。

(3) 例えば、番場嘉一郎、「企業会計規定の改革」(企業会計、一九七四年四月臨時増刊号所載)一四頁―一五頁参照。

(4) 現行商法が、わざわざ「貸借対照表ハ……会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス」(第三三條第二項)と述べているのは、かかる見解の裏返し表現であるとも云えよう。

二 フランスに於ける財産目録と貸借対照表

① 一六七三年商事勅令

この商事勅令(Ordonnance du Commerce)は、商人の作成すべき財産目録について、次の二つの規定を有する。¹⁾

第三章(大商人・普通商人及び銀行業者の商業帳簿に

ついて)第八条「総ての普通商人はまた、(第六条と—安藤)同じ六カ月の期間内に、彼等の一切の動産・不動産及び債権・債務の財産目録(inventaire)を作成してこれに自署せねばならない。これは二年毎に作り替えねばならない。」

第一章(破産及び有罪破産について)第二条「破産者は、自己の所有する一切のもの及び自己の負担する一切のものについての、自ら証明した表(etat)を債権者に提出せねばならない。」

商事勅令では、このように商人が通常作成すべき財産目録を「財産目録」と称し破産時に作成すべき財産目録を「表」と称しているわけであるが、次に、この二つの財産目録の目的及び性格を、他の条文ないし当時の注釈書を手掛りに探ってみる。

まず「財産目録」(inventaire)は、「商人が自己の事業の現状を把握し、それにより自己の資力に応じた取引を行えるようにする為である。この(財産目録作成の—安藤)義務は、また、商人が破産した場合に債権者に対して自己の行動の釈明が行えるようにする為に設けられた。」²⁾かかる説明から、「財産目録」の目的は、商人

をして定期的に自己の財産（資産及び負債の）状態を認識せしめ、以て自己の財産状態の認識不足による破産即ち過怠破産を防止することになったことが判る。従って、破産の場合の積明についても、それは、この「財産目録」との関連で見ると、過怠破産ではないことの積明が意図されているのであって、財産隠匿等の詐欺破産ではないことの積明迄は必ずしも意図されていないと解される。その証拠に、「財産目録」は破産時に提出すべき帳簿には含まれていないことが挙げられるが、この点は後述する。

所で、このような過怠破産防止の為の「財産目録」に究極的に要求されるのは、財産価値計算（表示）に他ならない。この場合勿論財産数量計算も不可欠であるが、しかしこれは価値計算の為の手段であって、それ自身が目的ではない。⁽³⁾

次に、「表」(asset)については、もし商人が破産してこの「表」を提出しなければ、「詐欺破産者として起訴される」⁽⁴⁾のであり、しかも詐欺破産者には死刑が用意されている（第一章第一二章）。ここから、「表」の目的は詐欺破産防止にあることは明らかである。所で、詐欺

破産とは、債務者が財産を隠匿または不当処分することにより債権者を被害する所の破産を云う。⁽⁵⁾ されば、これらの行為を防止する為の「表」に直接要求されるものは、財産数量計算に他ならない。そして、この「表」に於ける数量計算（表示）の真实性を検証する為には、「財産目録」以外の総ての商業帳簿（日記帳及び信書控帳等）がこの「表」と同時に提出される（第一章第三条）。このことから、「財産目録」以外の、厳格な規格を有する商業帳簿は、詐欺破産防止の為の数量計算を目的とし、最終的に「表」に結び付いていることが判る。同時に、先の「財産目録」がここでは除外されている所から、これが数量計算による詐欺破産防止を直接目的とするものではないことが判る。

かくして、商事勅令に於いて、「財産目録」(inventaire)は、財産価値計算による過怠破産防止を目的とし、他方、破産時に作成される「表」(asset)は、財産数量計算による詐欺破産防止を目的としていることが判明した。このような両者の性格及び目的の違いが、その名称の違いとなって表われているものと解される。それから、「財産目録」は、ここでは商人の過怠破産防止が目的であるか

(47) 財産目録と貸借対照表

ら、決して通常時に於ける債権者への開示が意図されていないことは云う迄もない。

② サヴァリー

商事勅令起草の立役者、サヴァリー (J. Savary) は、その著「完全なる商人」(Le parfait négociant, 一六七五年初版)に於て、商事勅令の規定を超えて、「財産目録」(inventaire)及び「表」(état)にそれぞれ基づいた貸借対照表の作成について述べている。

まず、「財産目録」から作成される貸借対照表を Balance (du present inventaire) と称し、彼はその目的について次のように云っている。「財産目録を作成する商人が、開業の日またはもし財産目録が過去に作成されている場合には最終の財産目録以来、損をしたかそれとも儲かったかを知る為、それに基づいて貸借対照表 (Balance) を作成すべきである。」(7) ことから、balance の目的は、利益の計算にあることが明らかである。かくして、サヴァリーは、結局、「財産目録」による財産状態の表示の他に、balance による利益計算をも勧めているわけであるが、この利益計算が加わることによって、商人の事業

の現状把握は云わば立体的なものとなり、それだけ過急破産防止に役立つことになる。

他方、彼は「表」から作成される貸借対照表を bilan (en debit & credit) と称し、それは「債権者が一目で事業の真実の状態を見ることができるよう」(8) する為であると述べている。ここから、bilan の目的は、財産状態の表示にあることが明らかである。所で、この bilan は、その基礎である「表」(état)が負っていた根本的任務である数量計算による詐欺破産防止とは、その性格及び目的に於て明らかに次元を異にする。貸借対照表である限り、それは価値計算(表示)であり、されば個々の財産の有無及び物量を問題とする所の詐欺破産防止と云うことではも早や説明できない。そこでこの bilan は、債権者に対し、彼等にとって最も関心事である所の、破産者の積極財産(の総額)と消極財産(の総額)との関係、前者によって後者を弁済しきれるか否か、換言すれば破産者の債務超過の有無ないし程度を明示せしむることにある、としか理解する他はない。尚、貸借対照表が「表」から作成されるとなると、「表」にはその本来の数量計算の他に新たに価値計算も必要となってくる。さ

れば、サヴァリーに於ては、確かに「表」と「財産目録」とは、ともに数量計算と価値計算を包含すると云う点では、違いがないことになる。しかし、そうなくても、両者では、やはりその重点に違いがある。「財産目録」では価値計算が目的であり、数量計算はその為の手段である。「表」では数量計算が本来の目的であり、価値計算は二次的なものである。

ここで、次のような事実に気付く。それは一方で、(破産者ではない)通常の商人が、自己の財産状態を知る為には、「財産目録」(inventaire)だけで充分であり、貸借対照表迄は必要ないと考えられていたと解されることであり、他方、破産者が債権者の為に債務超過の有無を明示する為には、財産目録ではなく特に貸借対照表が必要であると考えられていたと解されることである。この対照的な事実は、私見によれば、単純にそれが破産者かそれとも通常の商人かと云う違いから来ているのではなく、次の二つのいずれかの理由によるものであろう。

一は、自己の財産状態を把握する為であれば「財産目録」で充分であり、必ずしも貸借対照表迄要求する必要はないが、他人に財産状態を開示する為には、見る方の

便宜を慮り貸借対照表の作成を要求する、と考える。二は、破産原因を考慮するもので、フランスのように支払停止を以て唯一の破産原因とする国⁽⁹⁾に於ては、通常に営業中の商人の財産状態についての本人(及び債権者)の直接の関心事は、近いうちに弁済すべき債務が支払えるか否かであつて、⁽¹⁰⁾債務超過の有無及び程度ではない。

これに対して破産者の財産状態についての(本人及び)債権者の関心事は、専ら債務超過の有無及び程度である。従つて、後者の場合にはその関心事に應えるのに適した所の貸借対照表の作成を特に要求する、と考える。

これら二つの考え方のいずれが正しいのかは、ここでは未だ判断できない。後で、この判断に役立つような新しい資料の登場を待つ他はない。

最後に、サヴァリーの二つの貸借対照表(balance と bilan)の名称の違いについてである。これについては、balance は利益の計算、bilan は財産状態の表示と云う目的の違いに起因しているか、さもなければ、それに応じ当然のことかも知れぬが、片や貸方に資本項目が入り、片やそれが入らないと云う性格の違いを反映しているものと解される。

(49) 財産目録と貸借対照表

③ 一八〇七年商法

この商法 (Code de Commerce) は、商人の作成すべき財産目録及び貸借対照表について、次の規定を有する。

第九条「商人は、毎年、動産・不動産及び債権・債務の財産目録 (inventaire) を作成してこれに自署し、且つ年々それを特定の帳簿に控えなければならぬ。」(第一編第二章、商業帳簿について)

第四七〇条「破産宣告に先立ち、貸借対照表 (bilan)、即ち自己の事業の消極財産及び積極財産の表 (état Passif et actif de ses affaires) を作成し、自分で保管していた破産者は、それを (裁判所の) 代理人に対しその着任後二四時間以内に提出せねばならぬ。」(第三編、破産及び有罪破産)

第四七一条「その貸借対照表 (bilan) は、債務者の総ての動産及び不動産の列挙とその評価額、債権及び債務の表、利益及び損失の表、支弁経費の表、を包含せねばならない。……」(同)

第九条の「財産目録」は、その作成が毎年となったことと、それを特定の帳簿 (続く第一〇条では、これを財

産目録帳 (livre des inventaires) と称する) に控える

ようになったことの二点に於て、商事勅令と違っている。

その中、ここでは特に後者が重要である。財産目録帳は日記帳 (livre-journal) と同様に、毎年官吏により頁番号を記してもらうと同時に花押及び検印を受け、その上その記帳に際しては、空白を作ってはならず亦欄外に記入をしてはならぬと云う厳格な規格を要求され、しかも一〇年間保存しなければならない (第一〇条及び第一一条)。商人が破産した場合に、これらの帳簿を隠せば彼は詐欺破産者を宣告され (第五九三条第七号)、また、これらの帳簿を正しく作成していなければ彼は詐欺破産者として起訴され得る (第五九四条)。ここに「財産目録」は、財産隠匿を中心とした詐欺破産の防止の機能を付与されたことが明らかであり、従って数量計算をも直接目的とすることになった。

勿論、商事勅令以来の「財産目録」の (価値計算による) 過怠破産防止機能は、そのままである。むしろ、次のような明文規定によって、このことはより明らかとなった。「最終の財産目録により積極財産が消極財産の五〇パーセント未満であるにもかかわらず、多額の借金を

した場合、及び商品を損失を以て又は時価より低く売却した場合」(第五八六条第三号)、或いは「最終の財産目録による積極財産の三倍の金額の信用証券又は流通証券に署名した場合」(同条第四号)には、その破産者は過怠破産者として起訴される。

かくして、「財産目録」は、従来の価値計算による過怠破産防止に加えて、新たに数量計算による詐欺破産防止の機能も有することが明らかになった。

次いで第四七〇条及び第四七一条の、破産した商人が作成する「貸借対照表」(bilan)についてであるが、これはまさに先述のサヴァリーの bilan に他ならないと解される。第四七〇条では、「貸借対照表」を換言して「消極財産及び積極財産の表」(état passif et actif)と云っており、従って後者は、商事勅令に於ける「表」(état)即ち破産(時作成)財産目録ではない。⁽¹³⁾破産財産目録は、第四七一条の中に云わば分解された形で存在している。即ち、同条に於ける貸借対照表への添付乃至付記書類の中、「債務者の総ての動産及び不動産の列挙とその評価」と「債権及び債務の表」の二つがこれである。商事勅令に於ける破産財産目録がこのように云わばいくつかの部

分財産目録に分解された最大の理由は、私見によれば、「貸借対照表」(Bilan)の登場にある。「貸借対照表」が全財産を包含すると同時にその一覧表示を可能ならしむるが故に、その限りで、全財産を一表に集めた財産目録はも早や不要である。他方、云わば部分財産目録に分解することによって、各内容につきより詳細な指示が可能となる。特にこの点は、後述のプロシアの規定を見ればより明らかである。ここまで来ると、(部分)財産目録は、「貸借対照表」の項目の(物量表示を中心とした)明細表の性格を帯びてくる。

「貸借対照表」は、確かに(全体)財産目録に基づいて作成される。しかし、単にそれだけの理由で法が財産目録の作成を命じることはないようである。そうでなければ、この破産規定に於て財産目録は恐らく分解されずに残っていたであろう。

(1) 資料は、D. Jousse, Nouveau commentaire sur l'Ordonnance du Commerce du mois de mars 1673, Paris, 1761年。

(2) D. Jousse, 前掲書、三八頁—三九頁。同書、J. Savary, Le parfait négociant, 4^eéd., Lyon, 1697, première partie, 三〇九頁。

(51) 財産目録と貸借対照表

- (3) 現金及び債権と云った金銭資産に関する限り、数量(物量)計算はそのまま価値(金額)計算であると云えるが、その他の動産及び不動産に関しては、この二つの計算は異つてゐる。
- (4) D. Jousse, 前掲書、一八六頁。
- (5) J. Savary, 前掲書、second partie, 三三五頁。
- (6) J. Savary, 前掲書、second partie, 三一一頁。
- (7) J. Savary, 前掲書、première partie, 三一四頁—三五頁。
- (8) J. Savary, 前掲書、second partie, 三一〇頁。
- (9) 拙稿「商法の貸借対照表規定と破産法との関連」、一橋論叢、昭和五〇年六月号、三三三頁参照。
- (10) サヴァリーは、「財産目録」の作成方法の説明の中で、特に債権を良好な債権、疑わしい債権及び貸倒れ債権に三分類し、更に債務についても大略、預り金、借入金及び買掛金に三分類することを示している(J. Savary, 前掲書、première partie, 三一四頁)。これは、何か暗示しているようにも思われる。
- (11) 資料は、M. Antoine De Saint-Joseph, Concordance entre les codes de commerce étranger et le code de commerce français, Paris, 一八四四年。
- (12) 第四七〇条の原文は「... bilan, ou état passif et actif...」である。この「ou」を「又は」と解すと、第四七一条が死んでしまう。従つてこれは「即ち」と解さざるを得ない。

い。当時の一注釈書に見る次の文章は、この解釈に大いに力となる。「貸借対照表(Bilan)は、普通は、個人の積極財産及び消極財産の表 (tableau de l'actif et du passif d'un individu) である。」(M. Delvincourt, Institutes de droit commercial français, Tome I., Paris, 一八一〇年、二五二頁)

(13) ここから「état」と云うのは、かなり一般的な語であると解される。

三 プロシアに於ける財産目録と貸借対照表

① 一七九四年プロシア普通国法

プロシア普通国法 (Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten) は、会社或いは商人の作成すべき財産目録及び貸借対照表について、次の規定を有する。⁽¹⁾

第二編第八章(商人について)第六四二条「定款に別段の定めなき場合には、年度末に総ての会社財産について財産目録 (Inventarium) を作成し、次いで商業帳簿 (Handlungsbücher) から決算書 (Abschluss) を作成し、そしてそれに基づいて利益及び損失の分配を行うことを、各社員は要求できる。」

第二編第二〇章(私利及び詐欺)第一四六八条「正規

の帳簿の記入を全く行わないか、又は自己の財産の貸借対照表 (Balance seines Vermögens) を少なくとも年に一度作成することを怠り、その為に自己の財産状態について知らないでいる商人は、支払不能に陥った場合には過怠破産者として罰せられる。」

第六四二条は商事会社 (Handelsgesellschaften—全社員無限責任の会社である) の規定であるが、そこに於ける「決算書」(Abschluss) が利益計算目的の貸借対照表を意味することは、既に別稿で明らかにした。⁽²⁾ されば、ここで問題となるのは、「財産目録」(Inventarium) とこの貸借対照表の關係である。なるほど条文では、「商業帳簿から決算書を作成し」となっている。所で、この法典では、商業帳簿に言及する一連の条文(第二編第八章第五六二条—六一三条)はあるが、しかし、それらは帳簿の証拠力を中心に述べるだけであって、商業帳簿の具体的内容については何の規定もしていないばかりか、帳簿の作成を商人に直接義務付けてもいない。第六四二条からは、「財産目録」は「商業帳簿」には含まれないと解釈する方が自然であろう。しかもこの解釈は、この(一七九四年)当時のフランスでも未だ財産目録帳は要

求されていなかったことから支持されよう。されば、外見的に次の順序となることは否定できそうにない。まず、「財産目録」を作成し、それによって「商業帳簿」の記録を修正し、この修正された帳簿記録に基づいて貸借対照表を作成する。それでは、単にこのような貸借対照表の作成方法を指示する為に、同条は「財産目録」や「商業帳簿」を持出したのであろうか。私見によれば、そうではない。

「財産目録」は、貸借対照表での分配利益計算の為に重要な要素である財産(殊に積極財産)の評価額の基礎(数量及び単価)を社員に報告する為に必要である。人の会社に於ても社員への分配利益の計算の為に資産評価が重要な問題であることは、続く第六四四条以下に「定款に別段の定めなき場合」に適用すべき評価規定が置かれていることからも明らかである。⁽³⁾ 他方、「商業帳簿」は、これも貸借対照表での利益計算に不可欠な、資本項目の金額確定の為に特に必要である。資本項目は財産目録では把握しないし、その上この商事会社では、利益の引出しが可能であり(第六五六条)、しかも出資資本と残留利益には利子を付す(第六五三条及び第六五七条)

と云うように、資本に関して複雑な計算が予定されているのである。このような状況下で、資本取引について正確な帳簿を作成していなければ、社員間に各自の持分額をめぐって争いが生じることは目に見えている。

このように解せば、貸借対照表に載せられる数値は、実質的に、積極財産と消極財産の金額については、「財産目録」から、他方、資本の金額については「商業帳簿」から得ると云うことになる。

所で、いくらこのように重要な「財産目録」及び「商業帳簿」であっても、もし会社を含む商人一般に対し、例えばフランスのように、既にこれらの作成が強制されていたならば、第六四二条に於てこれらの作成が再び言及されることはなかつたに違いない。その場合恐らく、貸借対照表により分配利益の計算を行うと云う主旨の文章だけで済んだであろう。即ち、私見によれば、「財産目録」及び「商業帳簿」の既述の重要性に加えて、それらの作成が商人一般に強制されてはいなかったが故に、ここでそれらを持出さざるを得なかつたのである。

次いで、過意破産に係わる第一四六八条の「財産の貸借対照表」(Balance seines Vermögens) についてである。

この貸借対照表は、同条文からも明らかなように「自己の財産状態」(Lage seiner Umstände)を知ることが目的である。換言すればここでは、利益計算は少なくとも直接意図されていないし、他方、貸借対照表の外部(債権者)への開示も予定されていない。

既に見たように、フランスでは、財産状態の自己認識の為には財産目録(だけ)が登場した。財産状態の自己認識と云う同一目的に対し、フランスでは財産目録が、プロシアでは貸借対照表が登場しているのである。この違いは、フランスとプロシアとは、財産状態についての知るべき内容もしくはその関心の置き所の違いに起因している、と考える他はないと思われる。

フランスでは、「支払を停止したる総ての商人は破産の状態にある」(商法第四三七条)とされるのに対して、プロシアでは当時「破産は、債務者が自己の債務の総額を弁済することができないことが判明した場合に限り開始することができる」(手続法第一五章第三条)とされていた。即ち、フランスでは支払停止を以て、他方プロシアでは当時は(ドイツに伝統的な)債務超過を以て破産原因としていたのである。そこで次のように考えられ

るのである。このような破産原因の違いが、財産状態の把握内容或いは関心の置き所の違いになって表われた。プロシアでは、債務超過（及びその危険）の有無及び程度に主たる関心があるが故に、積極財産と消極財産の総額の比較が重要である。これに対してフランスでは、支払停止の危険の有無及び程度に主たる関心があるが故に、近いうちに弁済を要する債務の額とそれに充て得る資産の額を把握することは重要であっても、積極財産と消極財産の総額の比較はさほど重要ではない。

このような財産状態の把握内容ないし関心の置き所の違いから、プロシアでは貸借対照表が、他方フランスでは財産目録が登場していると解される。貸借対照表は財産目録の要約表である。両国に於ける財産状態への関心内容の先の如き違いが、貸借対照表迄要求するか否かを決めている。積極財産と消極財産の総額の比較には、貸借対照表が適していることは云う迄もない。また、支払停止の危険の有無の認識には、要約表たる貸借対照表迄必要なく、生の財産目録で充分である。と云うよりも、却ってその方が確実であるとさえ云い得るのではなからうか。

他に一つ、この第一四六八条で注意すべき点は、そこに於て財産目録への言及がないことである。同条は、貸借対照表に言及するだけである。貸借対照表の作成には不可欠な財産目録であり乍らそれに言及していないのは、同条では財産目録が直接必要とはされていないからである。即ち、同条に於て直接要求されているのは価値計算であり、しかも貸借対照表であるからである。もし、同条で数量計算も要求されていたなら、財産目録への言及は避けられなかった筈である。貸借対照表の作成の為に不可欠であると云うだけでは財産目録が法規に於て言及されることはない、と云うことがここに明らかに見られるのである。

② 一八四三年プロシア株式会社法

この株式会社法 (Gesetz über die Aktiengesellschaften) に於て、貸借対照表等に言及するのは次の規定である。⁽⁴⁾

第一七条「……利子又は配当の形態の如何を問わず、年次決算書 (Jahresabschlüsse) によって明らかにする剰余を超えて株主に分配されることを得ない。」

(55) 財産目録と貸借対照表

第二四条「取締役は、財産状態の概観の為に必要な諸帳簿を作成し、更に毎營業年度の最初の三カ月以内に会社財産の貸借対照表 (Bilanz des Gesellschaftsvermögens) を作成し、且つ特定の帳簿に記載する義務を負う。当該貸借対照表は、会社所在地の州政府に提出されねばならない。」

第二六条「提出された貸借対照表により会社の財産額が債務の填補に不足する時は、州政府からその通知を受くべき裁判所は、職権を以て破産を開始せねばならない。」

まず第一七条の「年次決算書 (複数) (Jahresabschluss) についてである。当時年次決算書と云えば、「その主要なものは常に財産目録と貸借対照表」であるとされていた。⁽⁵⁾ 所で、プロシアでは当時未だ会社を含む商人一般に対して財産目録の作成は義務付けられていなかった⁽⁶⁾のであり、加えて貸借対照表による会社の分配利益計算に於いて財産目録は既述の如く重要である。その限りでは、同条は財産目録を明言しても良かった筈である。しかし、「財産目録及び貸借対照表」と云わずに「年次決算書」と云ったのは、右で「その主要なものは」と云わ

れていたことからも想像されるように、これら以外に當時既に決算書として損益計算書の存在が意識されていたからであると思われる。しかも、これは株式会社と云う大企業についての規定であるから、そこ迄意識されても一向におかしくないであろう。

次いで第二四条の「会社財産の貸借対照表」(Bilanz des Gesellschaftsvermögens) についてである。この貸借対照表の目的が「財産状態の概観」にあることは既に同条から読み取れるが、更に第二六条によって、その具体的内容が債務超過の有無の判定にあることが明らかである。ここに、先に述べた事柄、即ち、プロシアに於て財産状態の表示の為に財産目録ではなく貸借対照表が必要なのは、財産状態の関心内容が債務超過の有無にある、と云うことが明白になったわけである。また、第二四条に於て財産目録が表われていないことから、法は、単に貸借対照表の作成方法を示す為に財産目録に言及することはないことが明らかである。

③ 一八五七年プロシア商法草案

このプロシア商法草案 (Entwurf eines Handelsgesetz-

buchs für die Preussischen Staaten) は、財産目録及び貸借対照表に言及する所の次の規定を有する。⁽⁷⁾

第三〇条(第一項)「総ての商人は、開業の時に、不動産、動産、債権及び債務、現金の額及びその他の財産を詳細に記載し、同時に財産の価値を付し、且つ財産及び債務の関係を表示する決算書(ein das Verhältnis des Vermögens und der Schulden darstellender Abschluß)を作成せねばならない。」(第一編第五章、商業帳簿について)

第一〇九条「……利益又は損失の計算は、財産目録(Inventar)及び貸借対照表(Bilanz)に基づいて行われる。……」(第二編第二章、合名会社について) 第一七九年「……年次決算書(Jahresabschlüsse)によって、且つ会社定款に準備金の留保が定められている場合にはその額を控除した後、純剰余として生ずる額だけが、株主に分配され得る。……」(第二編第四章、株式会社について)

第七六六条「……その(支払を停止したことの裁判所への——安藤)届出に際して破産者は、彼の商業帳簿と貸借対照表(eine Bilanz)を提出せねばならない。その

貸借対照表は、彼の全債権の一覽表、その他の財産物件の概要表、その財産物件の価値の表示(第三二条)及び債権者の住所表示を含んだ全債務の明細表、並びに財産及び債務の関係を表示する決算書(ein das Verhältnis des Vermögens und der Schulden darstellender Abschluß)を包含せねばならない。……」

右の条文の中、比較的問題が少ないと思われるものから取り上げると、まず第七六六条である。この条文は、明らかに既述のフランス商法第四七一条の継受であるが、そこに二点ばかり注目しておくべきことがある。一は、「貸借対照表」が同条では、本来の貸借対照表即ち「財産及び債務の関係を表示する決算書」をその中に含む各種の表を一括した名称として使われていることである。従って、極めて特異な「貸借対照表」であると云わざるを得ない。⁽⁸⁾しかしそれはさて置き、ここでは、いづれにせよ本来の貸借対照表が(「財産及び債務の関係を表示する決算書」と云う別称で)存在していることの確認が、他の点との関連で重要である。二は、同条では、云わば財産目録の分解が、既述フランス商法第四七一条よりも進んでいると解されることである。と同時に、「債権者

(57) 財産目録と貸借対照表

の住所表示を含んだ全債務の明細表」からは、(部分)財産目録の記載内容の詳細化の要求がはっきりと読み取れる。先にも少し触れた所であるが、私見によれば、同条に於て財産目録がこのように分解するには、二つの条件が存在している。それは、一に貸借対照表の存在であり、二に財産目録の内容の詳細化の要求である。前者の貸借対照表の存在は、それによって全財産を(たとえ価値表示によってではあれ)統括するが故に、財産目録の分解を可能にした。しかし、いくらそれが可能となっても、後者の要求が(強く)なければ財産目録の分解は起らなかったであろう。

所で、単に(全体)財産目録の作成を要求するのに代えて、これを、債権一覧表、債務一覧表と云うように幾つかの部分財産目録に分解してその作成を命ずるだけでも、その記載内容はおのずと詳細化するものであろう。尚、後述する第三〇条の財産目録が、貸借対照表と同居しながら分解していないのは、一つには、財産目録の物量表示の内容の詳細化の要求が破産(時作成)財産目録ほどではないからであると解される。

第一七九条の「年次決算書」(複数)(Jahresabschlüsse)

は、明らかに既述の一八四三年株式会社法第一七条のそれを引継いでいる。従って少なくとも同草案の起草者は、そこに於けると同様、この「年次決算書」の下に財産目録と貸借対照表を中心にし更に損益計算書をも意識していたであろう。特に損益計算書の認識は、同草案の他の条文(第一六五条)に損益計算書(当時は年次計算書(Jahresrechnung)と称した)が登場している所から明らかである。所で、「年次決算書」と云い明示されていないので直接問題にはできないけれども、実は、第一七九条に於て財産目録を持出すことはも早や不要である。と云うのは、後述の第三〇条に於て(会社を含む)全商人に決算財産目録(及び貸借対照表)の作成が既に義務付けられているからである。されば、ここに於て本来言及されるべきものは、利益計算の為に最終的に必要な貸借対照表及び損益計算書(の双方或いは一方)である。尚、この後、一八六一年普通ドイツ商法(Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch)の該当規定(第二一七条)では、この「年次決算書」は「年次貸借対照表」(Jahrlche Bilanz)に修正されたことを付言しておく。

これと同様なことは、合名会社の利益計算規定である

第一〇九条についても云える。ここでは、恐らく既述の一七九四年普通国法の商會社の規定(第二編第八章第六四二条)を受継いで、「財産目録及び貸借対照表」と云っているが、右と同じ理由により、やはり財産目録は不要である。即ち、同条は本来なら、利益計算は「貸借対照表」に基づいて行われる、という主旨の文章で充分なのである。尚、少し遅れはするが一八九七年の新商法(Handelsgesetzbuch)の該当規定(第一二〇条)では、財産目録が削除されたことを付言しておく。⁽¹⁰⁾

最後に、第三〇条(第一項)の財産目録と貸借対照表についてである。これらは、商人一般を対象とするものであり、その点でロシアでは初めての草案である。そこで同草案の理由書を見ると、「フランス法を模範として総ての最近の商法が規定しているように」財産目録と貸借対照表の毎年の作成を要求した、と述べている。⁽¹¹⁾従って、まずこれらが、少なくともフランス法の影響を受けたものであることは明らかである。

第三〇条に於ける財産目録と貸借対照表の關係を、既述のサヴァリー及びフランス商法を手掛りに解釈すれば、次のようになる。財産目録には、詐欺破産防止を目的と

した数量計算と、過怠破産防止を目的とした価値計算即ち財産状態の表示が期待され(フランス商法)、他方、貸借対照表には(これも過怠破産防止に役立つ所の)利益計算が期待されている(サヴァリー)。この中特に、財産目録による財産状態の表示、貸借対照表による利益計算と云う關係乃至役割分担は、前に述べた所から明らかのように、云わば支払停止破産原因思考を背景としたものである。⁽¹²⁾

しかし第三〇条は、総てがフランス法に拠っているわけではない。そのことは、特に貸借対照表に見られる。

「財産及び債務の關係を表示する決算書」という貸借対照表の別称は、これと同じものが第七六六条に見られるが、実はこれは一八五五年ロシア破産法(Konkurs-Ordnung)(第一一六条)を起源とするものである。⁽¹³⁾また第三〇条に於ける「財産の貸借対照表」と云う名称は、既述の一七九四年普通国法(第二編第二〇章)第一四六八条及び一八四三年株式会社法第二四条に由来している。そして、かかる貸借対照表が、財産状態の表示、特に債務超過の有無乃至程度の判定を目的としたものであることは、既に述べた所からも明らかである。されば、プロ

(59) 財産目録と貸借対照表

シアの伝統的な貸借対照表目的観からすれば、第三〇条の貸借対照表の目的はまず以て財産状態の表示であると云うことになる。従つてこの場合には、財産目録の目的は専ら数量計算による詐欺破産防止にあることになる。

このような財産目録と貸借対照表の關係乃至役割分担は、云わば債務超過破産原因思考を背景としたものである。

尚、当時プロシアでも、既に商業帳簿の作成による詐欺破産防止が意識されていたことは、一八五一年プロシア

刑法 (Strafgesetzbuch für die Preussischen Staaten) の詐欺破産罪の規定(第二五九条)の中に明らかである。

所で、当時のプロシアは、まさにフランス法の影響を受けて、破産原因として伝統的な債務超過に加えて或いは代えて新たに支払停止が導入された時期であった。このことは、一八五五年プロシア破産法を見れば明らかである。同法では、商人の一般の破産原因は支払停止(第一一六条)、株式会社については債務超過と支払停止(第二八一条)、そして非商人については債務超過(第三二二条)を以て破産原因としている。

当時のこのような破産原因の状況、及び既述の第三〇条の条文及び理由書に見られる文言からして、同条に於

ける財産目録と貸借対照表の關係は、プロシアに伝統的なものと、フランス的なものが重なり合った、新しいものであると解することができる。それは、財産目録に於ては、数量計算及び(価値計算として)財産状態の表示、他方、貸借対照表に於ては財産状態の表示及び利益計算が期待されると云う關係、即ち、特に財産状態の表示(その関心内容の違いはともかく)が両方にかかると云う、確かに複雑な關係である。

更に私見によれば、このような複雑な關係は、法が期待する財産目録の本来の機能を時に見失わせ、そして、そのことが、商業帳簿規定に於ける財産目録と貸借対照表の關係について、財産目録を単に貸借対照表作成の爲の手段と見る誤った解釈を生む原因の一つになっている。何故なら、この第三〇条(第一項)は、そのまま一八六一年普通ドイツ商法第二九条(第一項)となり、更にそれは我國の商法に継受されるからである。

(一) 資料は、Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten, 3. & 4. Theil, Berlin, 一七九四年。

(二) 拙稿「初期商法に於ける貸借対照表の系譜」一橋論叢、昭和五二年一〇月号、九九頁。

- (3) 拙稿「株式会社会計法評価規定の展開(一)」一橋大
学研究年報・商学研究18、昭和五〇年、二二二頁—二二六
頁参照。
- (4) 資料は、N. Weinlagen, Das Recht der Aktien-
Gesellschaften, Köln, 一八六六年。
- (5) M. Phöls, Das Recht der Actiengesellschaften,
Hamburg, 一八四二年、二五四頁、二五五頁。
- (6) M. Phöls, 前掲書、二五四頁の注を参照。
- (7) 資料は、Entwurf eines Handelsgesetzbuchs für die
Preussischen Staaten nebst Motiven, I. Theil, Berlin,
一八五七年。
- (8) 拙稿「前掲「初期商法に於ける貸借対照表の系譜」—
一〇頁参照。
- (9) 資料は、A. Anschütz & F. v. Völderndorf, Kom-
mentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbu-
che, 2. Bd., Erlangen, 一八七〇年。
- (10) 資料は、H. Makower, Handelsgesetzbuch mit Kom-
mentar, 2. Bd., Berlin, 一九〇六年。
- (11) 前掲 Entwurf, II. Teil, 二二頁。
- (12) 一八三九年ヴェルテンブルク商法草案は、この傍証に
なる。同草案は、その商業帳簿規定に於て財産目録の作成
は要求するが貸借対照表の作成迄は要求していない(第三
六条)。そしてその理由書に於て、貸借対照表は、「確かに
役には立つが、しかし不可欠であるわけではない。(正味

財産の—安藤)増加及び減少は、前の財産目録との簡単な
比較によって明らかになるからである。」と述べている。
即ち、ここでは貸借対照表の目的は、全く利益の計算にあ
りと解して貰ふのである。しかも、同草案では、フランス
商法にならうて支払停止を以て(原則的な)破産原因とし
てうたがひある(第一〇七条)。資料は、Entwurf eines
Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg
mit Motiven, Stuttgart, 一八三九年。

(13) 資料は、Die Konkurs-Ordnung vom 8. Mai 1855
abgeändert und ergänzt durch das Gesetz vom 12.
März 1869, Berlin, 一八六九年。

(14) 資料は、C. F. Koch, Allgemeines Landrecht für
die Preussischen Staaten, 4. Bd., Berlin, 一八五四年。

四 結

以上この小論では、フランス及びプロシアの初期の商
法に於ける財産目録と貸借対照表の関係を調べてきたわ
けであるが、そこで明らかになった両者の関係を整理す
れば次のようになる。

財産目録の役割は、①財産数量計算(表示)、及び②
支払停止の危険の有無(程度)を知る為の財産状態表示
にあった。これに対し、貸借対照表の役割は、③利益計

算、及び④債務超過の有無(程度)を知る為の財産状態表示にあった。

それでは法が、一般商人に対して迄、これらの役割を期待した財産目録及び貸借対照表の毎年の作成を義務付けるに至った目的は何かと云えば、それは、財産数量計算(①)により詐欺破産を防止し、財産価値計算(②)、③及び④)により過怠破産を防止することにあった。そしてこの中特に、②はフランスに於て、また④はプロシアに於て、夫々伝統的なものであった。そこで最後に、序で提起した疑問には次のように応えられる。

単に貸借対照表の作成方法を示す為に、商法がかつて

財産目録を条文中に置いたことはない。(なるほど一時期、先例条文の吟味なき模倣により、結果的にそのような誤解を招く条文——一八五七年プロシア商法草案第一〇九条——一八六一年普通ドイツ商法第一〇七条——が存在したことはあったが、しかしこれは後日訂正されてい(る)それにもかかわらず、財産目録を単に貸借対照表の作成手段と見る誤った解釈が現われたのは何故だろうか。プロシア商法草案及びそれを引継いだ普通ドイツ商法の商業帳簿規定に於ける財産目録と貸借対照法の複雑な関係は、その原因の一つになっていると思われる。

(一橋大学専任講師)